

平成29年6月30日

保護者 各位

専修大学玉名高等学校
学校長 松野孝則

平成29年度熊本県被災生徒授業料等減免の申込みについて

麦秋の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、平成29年度熊本県被災生徒授業料等減免申込みを下記のとおり実施いたしますのでご通知申しあげます。

【対象者】

(授業料及び施設整備費等減免)

- 1 平成28年熊本地震により居住する住宅(持家)が大規模半壊以上の被害を受けた者
- 2 平成28年熊本地震により居住する住宅(借家等)が大規模半壊以上の被害を受けた者
- 3 平成28年熊本地震により居住する住宅(持家)が半壊以上の被害を受けた者
- 4-1 熊本地震発災以降に次に掲げるアからエまでのいずれかの事由に該当し、その事由に至った日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別表に定める金額(基準額)以下となる者
 - ア 勤務する会社等の経営悪化により収入が減少した者
 - イ 勤務する会社等を解雇された者
 - ウ 自営する会社等の経営悪化により収入が減少した者
 - エ 自営する会社等が破産・倒産した者
 - オ 死亡又は行方不明
 - カ 病気

※市町村民税所得割額非課税

- 4-2 4-1に該当して市町村民税所得割額10万円以下
 - 5-1 4-1に該当して授業料が減免されていた者のうち、その事由に至った日から1年を経過する日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別表に定める金額(基準額)以下となる者
- ※市町村民税所得割額非課税

- 5-2 4-2に該当して授業料が減免されていた者のうち、その事由に至った日から1年を経過する日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が別表に定める金額(基準額)以下となる者(市町村民税所得割額が10万円以下となる者は別紙に定める計算式により所得割額が10万円以下となるもの)

(入学金減免)

- 1 平成28年熊本地震により居住する住宅(持家)が大規模半壊以上の被害を受けた者
- 2 平成28年熊本地震により居住する住宅(借家等)が大規模半壊以上の被害を受けた者
- 3 平成28年熊本地震により居住する住宅(持家)が半壊以上の被害を受けた者
- 4 保護者等の死亡又は行方不明

※被災生徒授業料等減免は、市町村民税所得割額が304,200円未満の場合、適用されます。

※被災生徒授業料等減免とは、熊本地震により被災し、経済的理由により就学が困難になった生徒等に対して行うものであり、自己都合退職者等は該当しません。

※入学金減免は、地震以後の入学者から適用されますので、今年度は途中入学者(転入生)のみ申請対象となります。なお入学金を納付されていない方(奨学生S)は、対象外となります。

※被災生徒授業料等減免及び既存の授業料等減免のどちらの対象にも該当する場合は、いずれか一方のみが申請可能となります。(同時申請は不可) どちらの対象にも該当する場合は、学校事務室までご連絡ください。

【申請手続きについて】

※被災生徒授業料等減免に該当される場合は、区分により提出書類が異なりますので、必ず学校へご連絡ください。なお、来校される場合は必ず印鑑をご持参ください。

【注意事項】

※家計急変の場合は、事由発生後、速やかに事務室までご連絡ください。

※申請後、家計状況が回復した場合は、速やかに事務室までご連絡ください。

提出期限：平成29年7月31日(月)

基準額

(非課税相当の場合)

区 分	金 額
障害者、未成年者、寡婦、寡夫に該当する者	地方税法第295条第1項第2号に定める額 1,250,000円
上記区分以外の者及び上記区分の者で上記金額を超えるもの	地方税法附則第3条の3第4項の規定により市町村民税の所得割の非課税の範囲として定める額

(市町村民税所得割額が10万円以下相当の場合)

金 額
(所得一基礎控除38万円) × 0.06 ≤ 10万円